

# 災害等の特例が適用となった場合の受給者情報の設定について(1/2)

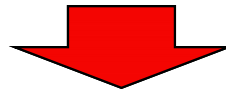
災害等の特例(法第31条(※1))を適用した場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)(※2)は以下のとおり設定する。

※1 児童福祉法については、「法第21条の5の11」、または「法第24条の5」。

※2 障害児の場合、「受給者異動連絡票情報(基本)」は、「障害児支援受給者異動連絡票情報(基本)」に置き換える。

## 【現在の受給者台帳情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20230701	1:新規	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	1:無し	-	-	-



## 【送付する異動連絡票情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理有効期間(開始年月日)	利用者負担上限額管理有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20240101	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	2:有り	0	20240101	20240430

・障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者について、利用者の支払いを免除(報酬の10割を給付)する場合、受給者情報の「市町村が定める額の適用有無」を「2:有り」とし、「市町村が定める額」に免除後の利用者負担額(0)を設定する。

・「市町村が定める額の有効期間(開始年月日及び終了年月日)」には、災害等特例が適用される期間を設定する。なお、開始年月日および終了年月日が月途中であっても、システム上、1月単位での「市町村が定める額」とする。

※利用者負担上限月額について、変更する必要はない。

## 災害等の特例が適用となった場合の受給者情報の設定について(2/2)

災害等の特例(法第31条(※1))が適用終了となる場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)(※2)は以下のとおり設定する。

※1、※2 1/2に記載のとおり。

### 【現在の受給者台帳情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20230701	1:新規	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	1:無し	-	-	-
20240101	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	2:有り	0	20240101	20240430



### 【送付する異動連絡票情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理有効期間(開始年月日)	利用者負担上限額管理有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20240501	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	1:無し	-	-	-

・「市町村が定める額の有効期間(終了年月日)」の翌月において、「市町村が定める額の適用有無」を「1. 無し」に設定する。